

保護者のみなさまへ

宝塚市教育委員会

令和6年度特別支援教育就学奨励費について(お知らせ)

市立小・中学校の特別支援学級に在籍している若しくは学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者に、就学による経済的負担を軽減するため、学校教育活動における必要な経費の一部を援助します。

就学奨励費の希望有無の確認と手続きのため、必要書類をご提出ください。

1. 就学奨励費の支給額(年間予定額)

援助対象項目		小学校	中学校	備考
学用品・通学用品購入費		年額5,820円 (1期1,940円×3回) ※	年額11,370円 (1期3,790円×3回) ※	支給区分 I、II に支給
新入学児童 生徒 学用品・通学用品 購入費	1年生のみ	年額 25,555円 (1期の支給日に)	年額 30,490円 (1期の支給日に)	
学校給食費		実費の半額		
校外活動費	日帰り	実費の半額 (800円を限度)	実費の半額 (1,155円を限度)	
	宿泊	実費の半額 (1,845円を限度)	実費の半額 (3,105円を限度)	
修学旅行費		実費の半額 (10,790円を限度)	実費の半額 (28,860円を限度)	
通学費		公共交通機関利用者は実費(支給区分Ⅲは、 実費の1/2) 自家用車は別表の通り(支給区分Ⅲは、別表の 1/2)		支給区分 I、II、III に支給
交流学习交通費		実費 (支給区分Ⅲについては、実費の1/2)		
オンライン学習通信費		新規契約にかかる実費の半額 (7,000円を限度)		支給区分 I に支給

※途中認定は月額(小学校485円 中学校948円)で算定

なお、支給区分は、別表2に基づき教育委員会で算定しますので、保護者様に算定いただく必要はありません。

2. 提出書類

- ◆特別支援学級在籍のごきょうだいが同じ学校にいる場合は、1部で申請いただけます。小学校・中学校に分かれる場合は、それぞれの学校で提出をお願いします。

【全員提出】(1) 特別支援教育就学奨励費申請書 兼 辞退届

- *保護者が他市・海外等に単身赴任している場合、赴任先で令和6年度所得課税証明書(令和5年中の収入)を発行し、添付してください。
- *令和6年1月2日以降の転入者については、前住所地の市区町村の発行する令和6年度所得課税証明書(収入のある方全員)を添付してください。

【対象者のみ】(2) 通学費に関する申請書 (別表参照)

- *学校長の許可が必要です。申請をご希望の方は、学校事務または特別支援級教員までお申し出ください。

3. 提出期限

令和6年(2024年)6月13日(木)までに、各学校へご提出ください。

4. その他

- ・生活保護法による教育扶助を受給している方は対象外です。「申請しない」にチェックを入れて提出してください。
- ・就学援助を申請中の方は、就学援助の審査結果に応じて認定するため、提出書類はすべて揃えてご提出ください。
- ・申請結果は2学期以降に学校を通じてお知らせする予定です。審査状況(書類不備等)によっては保留となり、結果の通知が遅くなる場合があります。
- ・なお、期限までに申請書等の提出がない世帯、所得の未申告等で審査ができない世帯、世帯員を偽って申請した世帯は、受給できない場合があります。
- ・口座情報登録については、令和6年度より支給区分I~IIIのいずれかで支給認定された方へ、別途通知します。
- ・オンライン学習通信費支給申請についてのお知らせは、2学期以降に、支給区分Iの認定者に配布予定です。なお、オンライン学習通信費は、対象年度中に新規に回線契約を行った家庭のみに、1家庭につき1回限りの支給です。支給実績のあるご家庭につきましては、次年度以降については支給対象外となります。

- ・**下記期間ごとに指定の口座へ振り込みます。**
1期分(4月~7月分) 10月下旬頃(予定)
2期分(8月~11月分) 1月下旬頃(予定)
3期分(12月~3月分) 4月下旬頃(予定)

5. お問い合わせ

宝塚市教育委員会事務局 学事課 特奨費担当 (直通電話 0797-77-2366)

通学費(自家用車)(※支給区分Ⅲについては、この半額)

○ 自家用車を利用する場合のガソリン代に相当する額(予定額)

平均片道の利用距離	1ヶ月分の支給額
1km 未満	400 円
1km 以上 2km 未満	900 円
2km 以上 5km 未満	2,000 円
5km 以上 10km 未満	4,100 円
10km 以上 15km 未満	6,500 円
15km 以上 20km 未満	9,000 円
20km 以上 25km 未満	11,500 円
25km 以上 30km 未満	14,000 円
30km 以上 35km 未満	16,500 円
35km 以上	19,000 円

○ 欠席日数(実績)に基づく減額支給割合

各月の欠席日数	減額後支給割合
出席すべき日数の内、半分以上欠席	2分の1
全欠席	支給なし

対象者: 学校長から主たる通学手段として自家用車の利用が認められている児童生徒

※ 毎日の通学に利用する場合に限ります。

「雨の日に自家用車で送迎する」等は対象外です。

算定方法:

- ・自宅から学校又は最寄りの駅もしくはバス停留所までの距離及び出席日数に基づいて算出します。
- ・保護者の通勤途中等で児童生徒を送迎する場合に係る経費は対象外です。
- ・夏休み中は支給対象期間外です。

その他:

年度途中で転居等により、申請内容に変更が生じた際は、速やかに学校長までご連絡をお願いします。

※ 教育委員会が算定します。保護者様で計算いただく必要はありません。

支給区分判定基準

支給区分Ⅰ 世帯の収入額が必要額(厚生労働大臣が定める額により測定した額)の1.5倍未満

支給区分Ⅱ 世帯の収入額が必要額(厚生労働大臣が定める額により測定した額)の2.5倍未満

支給区分Ⅲ 世帯の収入額が必要額(厚生労働大臣が定める額により測定した額)の2.5倍以上

令和5年度特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表

1 生活扶助基準 (月額) 前年12月末日現在

(1) 第1類の額 (世帯全員について個人別に測定)

前年12月末日現在

1 級地-1		R4
区分	第1類の額	生まれ年
70歳以上	32,340	～ S 27
60～69歳	36,100	S 28 ～ S 37
41～59歳	38,180	S 38 ～ S 56
20～40歳	40,270	S 57 ～ H 14
12～19歳	42,080	H 15 ～ H 22
6～11歳	34,070	H 23 ～ H 28
3～5歳	26,350	H 29 ～ H 31
0～2歳	20,900	R 2 ～ R 4

(2) 第2類の額 (世帯単位に測定) (5/12の額に換算済)

5人以上1人を増すごとに加算する額: 440

1 級地-1 基準額	世帯人数						
	2	3	4	5	6	7	8
	48,070	53,290	55,160	55,600	56,040	56,480	56,920

5人以上1人を増すごとに加算する額: 83

VI区 地区別冬 季加算額	世帯人数						
	2	3	4	5	6	7	8
	1,667	1,988	2,254	2,337	2,420	2,503	2,586

(3) 期末一時扶助 (世帯員全員について個人別に測定) (1/12の額に換算済)

1 級地-1 1,182	世帯人数						
	2	3	4	5	6	7	8
	2,364	3,546	4,728	5,910	7,092	8,274	9,456

2 教育扶助基準 (月額) (小・中学校、特別支援学校の小・中学部の就学者について個人別に測定)

基準額	
小学校	2,150
中学校	4,180

学校給食費	
小学校	4,207
中学校	4,953

3 住宅扶助の基準 (月額) (世帯単位に測定)

1 級地-1
13,000

4 障害者加算 (月額) (障害者加算控除単価)

1 級地-1
26,850

支給区分 = 収入額 ÷ 需要額 × 1.5 未満「Ⅰ」、1.5 以上 2.5 未満「Ⅱ」、2.5 以上「Ⅲ」

所得額 = 総所得 - 所得控除

総所得 = 市県民税の課税の基礎となった世帯全員分の所得額 - 10 万 × 給与あるいは年金所得者の人数

所得控除 = 社会保険料、生命保険料、地震保険料、ひとり親の控除額

所得月額 = 所得額 ÷ 12

収入額 = 所得月額 - 障害者加算控除

需要額 = a～h 合計

- a. 通学費 校長が許可した交通手段による前年の実費を12で割った月額
- b. 給食費 前年12月未現在の小学生人数 × 小学校給食費基準額 + 前年12月未現在の中学生人数 × 中学校給食費基準額
- c. 基準額 前年12月未現在の小学生人数 × 小学校基準額 + 前年12月未現在の中学生人数 × 中学校基準額
- d. 第1類 年齢(生年による)設定額の世帯全員の合計額
- e. 期末一時扶助費 世帯人数による額
- f. 第2類 世帯人数による額
- g. 地区別冬季加算額 世帯人数による額
- h. 住宅扶助基準